

佐賀県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年三月二十三日から平成二十四年四月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区 間	変更前後の別	幅員延長メートル
県道 千々賀神田 線	唐津市千々賀字山田川内八 二四番一地先から 唐津市山田字田中四六四三 番一地先まで	後	二三六・三 一三・四
	唐津市千々賀字山田川内八 二四番一地先から 唐津市山田字田中四六四三 番一地先まで	前	一四・五 一三・四
			二六二・九